

DEBUND LAW OFFICES

大邦法律事務所

NEWSLETTER

2026 年間特輯

01　上海初のゲーム「ネタバレ」刑事事件――なぜ営業秘密ではなく著作権侵害罪なのか

02　AIによる「顔の盗用」――肖像権・人格権をどう守るか

03　日本を鏡として――韓傑事件は中国の医療事故の司法統治モデルを変えるか

デバンド外国法事務弁護士事務所

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-5 市ヶ谷法曹ビル702

TEL 03-6272-3638

www.debund-jp.com

大邦法律事務所

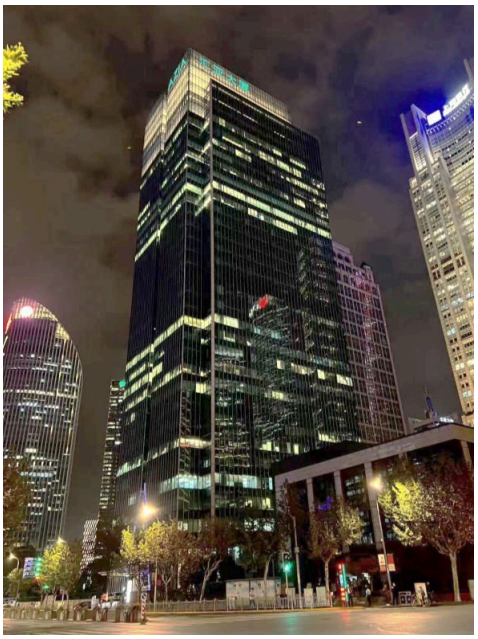

は国際取引企業、中国への投資企業、中国の子会社向けにリーガル・サービス等を提供する渉外法務をメインとする事務所です。拠点は上海に置いています。弊所は、国家知的財産権局が認定する特許代理機構の資格及び商標代理の資格も兼ね備えており、弁護士、弁理士、商標代理人及び登録会計士による経験豊富な専門チームから成り立っています。

デバンド大邦法律事務所
上海市浦東新区 陸家嘴環路1233号
匯亜ビル（AZIA Center）8階

弊所は、2019年に東京に「デバンド外国法事務弁護士事務所」を設立し、中国法の資格を有するメンバーが、日本語、中国語、英語でクライアントに対応しています。

日本のクライアントに対しては、中国への投資・進出、知的財産権の保護、紛争解決など、中国ビジネスに関わる各種リーガルサービスを直接ご提供しています。とりわけ特許・商標・コンテンツ及び営業秘密保護などの知的財産権保護に強みを持ち、中国における日本企業の権利保護を数多く手がけてまいりました。

本号では、2026年に当事務所の弁護士が執筆した論考の中から、日本の皆さまに関わりの深いものを選んでお届けいたします。是非ともお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

本号の内容

1. 上海初のゲーム「ネタバレ」刑事事件――なぜ営業秘密ではなく著作権侵害罪なのか
2. AIによる「顔の盗用」――肖像権・人格権をどう守るか
3. 日本を鏡として――韓傑事件は中国の医療事故の司法統治モデルを変えるか
4. 事務所ニュース

デバンド外国法事務弁護士事務所
〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-5
市ヶ谷法曹ビル702
TEL：03-6272-3638

COLUMN

上海初のゲーム「ネタバレ」刑事事件――なぜ営業秘密ではなく著作権侵害罪なのか

（文／秦鵬飛） 2026年3月5日



最近、ゲーム分野の「違法なネタバレ」を刑事手段で取り締まった上海初の事例が大きな話題となりました。注目すべきは、本件が多くの人が直感的に想像する「営業秘密侵害事件」ではなく、「著作権侵害罪事件」とされている点です。

一、容疑者は何をしたのか

報道によれば、容疑者らはいずれもゲーム愛好家で、アクセス数やプラットフォーム・ユーザーからの投げ銭を得るため、ゲームのテスト版パッケージを解析し、侵害動画を制作してプラットフォームに投稿していました。容疑者の一人は逆コンパイルの技術を持ち、テスト版パッケージから未公開のキャラクター、シーン、スキルのアニメーションを「掘り出し」、動画にしてネット上に公開していたとされます。

つまり、容疑の対象となった行為は、①ゲームのテスト版パッケージを解析して未公開のアニメーションを取得したこと、②そのアニメーションを動画にしてネット上に公開したこと、の2点です。

二、なぜ著作権侵害罪なのか

一般には、これらの行為は「未公開の秘密」の取得・開示として、刑法第219条の営業秘密侵害罪（不正な手段による取得、取得した秘密の開示）に当てはまるように見えます。しかし、同時に著作権侵害罪にも該当し得ます。

ゲームのキャラクターデザインやシーンのモデリングは一般に美術著作物、キャラクター・シーン・スキルのアニメーションは視聴覚著作物に当たります。これらを動画にしてネット上で公開し、誰でも閲覧できる状態にすることは、情報ネットワーク伝達権の侵害に当たる可能性があります。

さらに、「テスト版パッケージの解析」自体も著作権侵害に当たり得ます。著作権法第53条第6号およびコンピュータソフトウェア保護条例は、著作権者が設けた「技術的保護手段」を無断で回避・破壊することを禁じています。2021年3月1日施行の改正刑法第217条も、技術的保護手段を故意に回避・破壊する行為を著作権侵害罪の類型に明記しました。

三、営業秘密侵害罪が選ばれなかった理由（筆者の推測）

筆者は、営業秘密侵害罪で起訴されなかったのは、容疑者らの所得額が同罪の「情状が重い」という要件に達しなかった可能性があると考えます。知的財産権刑事事件に関する司法解釈によれば、営業秘密侵害罪の「情状が重い」とは、主に権利者の損失額または違法所得額が30万元以上の場合をいいます。投げ銭による収入で30万元に達するのは難しく、ゲーム会社の損失も定量化が困難です。また、営業秘密であることの認定には鑑定による秘密性の特定や、権利者が適切な秘密保持措置を講じていたことの証明が必要で、実務上のハードルは高いのが実情です。

これに対し、著作権侵害罪の「情状が重い」は、違法所得3万元以上、または情報ネットワークを通じた伝達で閲覧数が10万回以上などで足ります。ハードルは実に10分の1です。本人が「好きでやっている」つもりでも、投げ銭や再生数に応じた広告収入などで客観的に利益が生じており、金額基準に達しなくても閲覧数が10万回に達すれば犯罪となり得ます。報道で「1本あたりの閲覧数が10万回を超えた」と強調されているのはこのためです。

四、「解析」行為に無罪の余地はあるか

筆者は本件の詳細を知らないため仮定的な分析にとどまりますが、単なる「解析」行為が著作権侵害罪に当たるかについては、事実関係によっては弁護の余地があり得ます。

ゲーム会社は通常、逆コンパイルされても内容が容易に読み取られないよう、難読化、素材の暗号化、オンライン認証などの技術的手段を講じています。しかし、こうした措置が一切講じられておらず、ごく簡単な逆コンパイルや、場合によっては解凍ソフトだけで未暗号化の素材を取り出せるような極端なケースでは、単なるコンパイル行為を「技術的保護手段」と解釈して犯罪を認定することには合理性がありません。その可能性の大小は、具体的な事実関係と当事者双方の立証、法解釈に左右されます。

もっとも、仮に解析行為が除外されたとしても、ゲーム映像という視聴覚著作物をネット上に公開し、閲覧数が10万回を超えたという事実は避けられず、それだけで著作権侵害罪の範囲に入ります。

なお、逆コンパイルによって得たデータを利用して暗号化を破ったり、サーバー通信を偽装したり、コンピュータ情報システムに侵入したりした場合には、著作権侵害罪のほか、コンピュータ情報システムデータ不正取得罪、コンピュータ情報システム破壊罪などに問われる可能性もあります。

※本稿は原文（中国語）を抄訳したものです。
原文：http://www.debund.com/article?id=2496

COLUMN

AIによる「顔の盗用」――肖像権・人格権をどう守るか

（文／秦鵬飛） 2026年4月28日

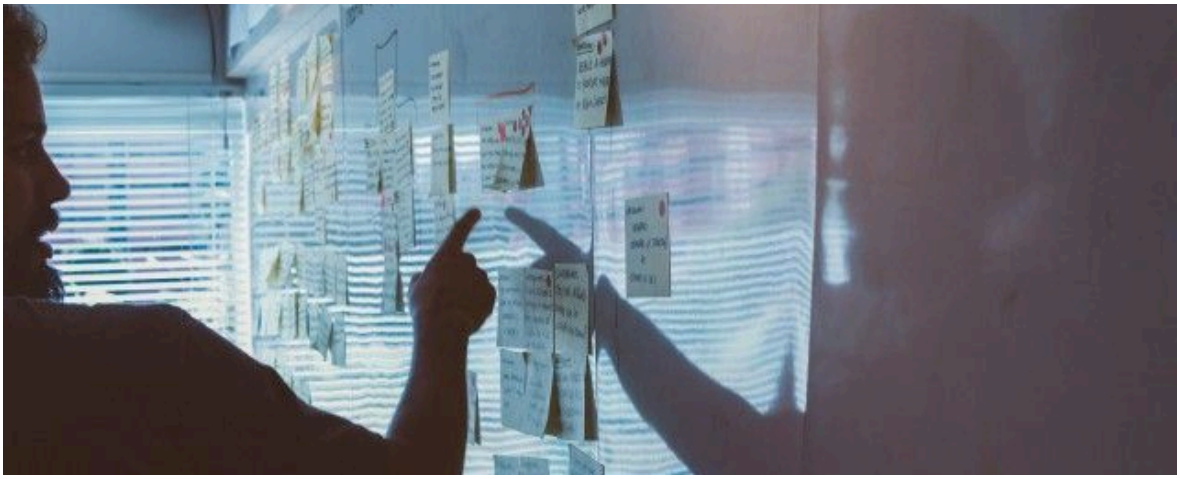

2026年4月22日、SNS「小紅書」のインフルエンサーが投稿した「権利保護声明」の動画をきっかけに、AIによる顔の合成（いわゆる「AI顔換え」）の侵害問題が再び注目を集めました。モデルとして活動するこのインフルエンサーは、あるAIクリエイターが公開したAI生成のミュージックビデオの主人公が、顔立ちから衣装・アクセサリーまで、自身が同年2月に投稿したオリジナル動画の姿と酷似していると指摘しました。議論はネット上で急速に広がり、翌日、クリエイター側は謝罪声明を出しました。

一、肖像権の侵害

AI顔換えによる侵害で最も多いのは、AIが生成した画像や動画に他人の肖像を用いることによる肖像権の侵害です。

民法典第1019条は肖像権の保護を明確に定めており、法律が定める合理的使用の場合を除き、目的を問わず、本人の同意なく他人の肖像を制作・使用・公開してはならないとしています。また、他人の肖像を醜く描いたり汚したりすること、情報技術を用いて偽造することも侵害行為に当たります。

AI短編ドラマや動画は肖像権侵害の多発地帯であり、すでに多くの有名人が権利保護に成功しています。北京インターネット法院が公表した、女優が短編ドラマの制作者を肖像権侵害で訴えた事件では、制作者の侵害が認められただけでなく、配信プラットフォームも合理的な審査義務を尽くさなかったとして責任を負うとされました。

二、「似ているだけ」「偶然」という抗弁

この種の事件では、被告はしばしば「似ているだけ」「偶然の一致」と主張します。

しかし、特定の人物の外見が識別できる程度に達し、それが動画や画像などに表されれば、法律が保護する肖像となります。顔の特徴を完全に再現していなくても、輪郭や髪型などの特徴によって特定の人物と識別できる程度に達していれば、肖像権の侵害となり得ます。

「偶然」の抗弁については、被告が原告の肖像をAIの学習や生成に用いたことが証明できれば、裁判所は通常、制作者が侵害内容を知っていた、または知り得たと認定し、それでもあえて公開したのであれば責任を負うべきとします。

有名人の場合、知名度が高いため、制作者や公開者に求められる注意・審査義務も高く、「偶然」の抗弁で責任を免れることは困難です。一方、一般の人について有名人と同等の注意義務を課すのは合理的とはいえず、一般の人が被害に遭った場合には、類似性と識別可能性を立証するためにより多くの証拠が必要となります。

例えば、SNSに漢服姿の写真を投稿していた男性が、後に顔立ち、化粧、衣装、スタイルが酷似したキャラクターが短編ドラマに登場しているのを発見した事例では、「偶然」とは考えにくい程度に類似しており、侵害が認められる可能性は高いといえます。他方、顔がある程度似ているにとどまり、衣装や化粧が大きく異なり、被告が原告の写真を用いた証拠もない場合には、肖像権侵害の認定は難しくなります。

三、名誉権・一般的人格権の侵害

民法典は、自然人の人格の尊厳を保護する一般的人格権を定めるとともに、侮辱や誹謗などによる名誉権の侵害を禁じています。法律上の名誉とは、品性、声望、才能、信用などからなる社会的評価の総体をいいます。

AI生成コンテンツが特定の人物と対応し識別可能であり、侮辱や事実の捏造・歪曲によって人格の尊厳や名誉に影響を与える場合には、名誉権その他の人格権の侵害となり得ます。

冒頭の事例では、ミュージックビデオは偽善や欲望を風刺する暗い作風で、主人公の姿に骸骨や仮面が多用され、タイトルも古典の怪談『聊斎志異』の「画皮」（人の皮をかぶって顔を変える悪鬼の物語）を想起させるものでした。インフルエンサーの識別性の高い姿を借りて演出している以上、本人のイメージに否定的な影響を与えることは避けられません。また上記の漢服の男性の事例でも、酷似したキャラクターは怠惰で好色な人物として描かれ、友人から「これは本人か」と問われるなど、社会的評価への悪影響は肖像権の範囲を超えています。

2025年に北京インターネット法院が公表した「人工知能関連典型事例」には、被告がAIソフトを用いて原告のSNSのプロフィール写真から露出の多いアニメ風画像を生成し、グループチャットに投稿した事件があります。裁判所は肖像権の侵害に加え、名誉権および一般的人格権の侵害も認め、公開の謝罪と精神的損害の賠償を命じました。

このように、AI生成コンテンツを用いて他人のイメージを醜悪・否定的・低俗に描き、社会的評価を低下させることは、名誉権や一般的人格権の侵害にも当たり得ます。

※本稿は原文（中国語）を抄訳したものです。
原文：http://www.debund.com/article?id=2507

COLUMN

日本を鏡として――韓傑事件は中国の医療事故の司法統治モデルを変えるか

（文／王騫） 2026年8月6日



2024年2月に江西省撫州市で起きた医療事故事件が、控訴審で一審の有罪判決が維持され決着しました。担当医の韓傑氏は、腹痛と嘔吐を訴える2歳の患児に鼠径部の診察を行わず、外科の診察も適時に依頼しなかったことなどから、致命的な「嵌頓鼠径ヘルニア」を見落とし、患児は死亡しました。同医師は医療事故罪で刑事責任を問われました。

一、「日本の経験」論

本件は医療従事者の間で大きな議論を呼び、技術水準の不足による見落としが医療事故罪に当たり得るのかという疑問と、今後の診療の安全への強い不安が広がりました。医療紛争の刑事化の始まりになるのではないかとの懸念です。

悲観的な予測の中で支持を集めているのが、「東アジアの先行モデル」である日本が社会変化の道筋を示しており、日本では1990年代末から約10年間で医療刑事事件が急増した以上、中国でも「医療過誤の刑事化は避けられない」という見方です。その論者は、中国が当時の日本と同様に、高齢化の進行、扶養比率の低下、医療保険財政の逼迫という社会的圧力に直面していることを根拠とし、さらに日本政府が財政圧力から意図的に刑事司法を医療に介入させ、「過剰」診療を抑えて医療費を「節約」しようとしたと主張します。

筆者はこのいわゆる「日本の経験」論には賛同しません。隣国の経験を参考にする際には、その国情と歴史的背景を詳しく検討すべきであり、経験を過度に一般化すべきではありません。

二、当時の日本で何が起きたのか

当時の日本の司法統治モデルの転換は、医療保険財政の逼迫や高齢化と間接的な関係はあるものの、それが決定的な原因だったとは断定できず、ましてや日本政府が医療費節約のために意図的に刑事化を推進したとはいえません。

客観的には、1990年代の日本は2つの構造変化に直面していました。第一に、高齢化による医療需要の急増です。慢性疾患、高齢者の手術、多疾患併存の患者が増え、ICUや救急の負荷が高まれば、同じ技術水準でも医療事故の絶対数は増加しま

す。第二に、バブル崩壊後の財政悪化を受けて、医師数の抑制、診療報酬の引下げ、DPC制度の導入、在院日数の短縮などが進められました。その結果、医師の負担が増し、救急・産科・外科などの離職率が上昇する一方、患者の医療へのアクセスも悪化しました。こうして医療事故が顕著に増加し、医療機関への満足度は大きく低下しました。

主観的には、患者の権利意識が急速に高まりました。日本の医療は長く「父権主義的医療」で、医療ミスは院内で処理されがちでしたが、1980年代以降、インフォームド・コンセントや医療情報の開示が導入され、事故が起きれば真相の公開と責任追及を求める傾向が強まりました。

当時の日本には、医療事故の第三者による独立調査や裁判外の処理の仕組みが整っておらず、遺族は病院の内部調査を信頼せず、警察に通報することが多くありました。報道が続くなかで警察・検察は立件を迫られ、本来は医学的専門機関が担うべき事故調査の役割を、事実上、警察の捜査が担うことになりました。

1999年に相次いだ横浜市立大学病院の患者取違え手術事件と、都立広尾病院の消毒液誤注射事件は、医療事故刑事化の潮流の始まりとされています。医学的知識を持たない警察が介入すれば、刑法の業務上過失致死傷罪（当時の刑法第211条）を適用するのは自然な流れであり、医療事故の統治モデルは「民事賠償優先」から「刑事責任先行」へと移っていきました。

また、医師法第21条は、医師が死体を検案して「異状」を認めた場合に24時間以内に警察へ届け出る義務を定めています。広尾病院事件以降、警察・検察は医療過誤による死亡もこの届出義務の対象と解する傾向を強め、病院は「隠蔽」の指摘を恐れて多くの医療紛争を警察に持ち込むようになりました。

三、中国との違い

中国も経済成長の鈍化に伴う高齢化と医療保険財政の圧力に直面していますが、当時の日本とは重要な違いがあります。

第一に、中国ではすでに、医療者と患者の協議、人民調停、医療損害鑑定、行政監督、民事訴訟、そして最後の手段としての刑事司法を組み合わせた多層的な紛争解決体系が形成されており、不法行為に基づく民事賠償が主な解決手段となっています。

第二に、1990年代半ば以降、インフォームド・コンセントの概念が導入され患者の権利意識は高まっていますが、司法実務は総じて刑法の謙抑性の原則を堅持しています。「医療トラブル」が最も深刻だった2000年前後でさえ、政府は治安維持を理由にこの原則を放棄せず、医療事故罪で有罪とされた医療従事者はごく少数にとどまります。

また、中国では医療事故の報告先は公安機関ではなく衛生行政部門です。医療事故処理条例第14条により、患者の死亡など重大な医療過失が生じた場合、医療機関は12時間以内に所在地の衛生健康委員会に報告します。中国法は医療紛争をまず行政管理と民事賠償の問題として扱っており、遺族の告訴や悪質な犯罪の疑いがない限り、公安機関が「医療過失の調査」を理由に臨床現場に介入することは通常ありません。

四、結び

日本の医療界を襲った司法の嵐は、極端な防衛医療、医療従事者の離職、高リスク診療科の人手不足という「医療崩壊」を招き、最終的に被害を受けたのは国民全体でした。日本政府は多大な財政・政策上の代償を払い、2008年以降にようやく状況を立て直しました。

中国は日本以上に大きな高齢化と医療需要の急増に直面しています。重症患者の救命に果敢に取り組む安定した医師集団を維持することは国家の衛

生安全の基盤であり、医療紛争の刑事化を放置して臨床医が重症診療から逃避するような事態は、医療保障体系にとって耐え難いものです。国はトップレベルの制度設計において、正常な臨床上の許容範囲を守り続けるはずです。

韓傑事件の判断には、医療事故罪の構成要件である「重大な無責任」の基準、死因と見落としとの因果関係、責任割合などについて、なお議論の余地があります。しかし筆者は、中国の医療紛争の司法統治の全体的な枠組みは依然として理性的かつ抑制的であると考えます。医療従事者の皆さまには、不必要な不安を手放し、引き続き医療規範の枠組みの中で適正に診療を続けていただきたいと思います。

※本稿は原文（中国語）を抄訳したものです。
原文：http://www.debund.com/article?id=2521

事務所ニュース

1. 明治大学大学院グローバル・ビジネス研究科の訪問団が来訪

2026年10月

陳宗山・喻永忠両シニアパートナーが一行を迎え、中国の渉外法律サービスの変遷や知的財産権制度と実務について紹介し、AI生成コンテンツの著作権などをテーマに活発な意見交換を行いました。

デバンド外国法事務弁護士事務所

〒102-0073
東京都千代田区九段北4-1-5 市ヶ谷法曹ビル702
TEL：03-6272-3638 ｜ www.debund-jp.com
中国法に関するご相談は、日本語・中国語・英語で承ります。

大邦法律事務所 NEWSLETTER 2026
本誌は情報提供を目的とするものであり、個別の案件に関する法的助言ではありません。具体的なご相談は当事務所までお問い合わせください。
各記事の原文は大邦法律事務所ウェブサイト（www.debund.com）に掲載されています。